

議案第 68 号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 7 年 6 月 20 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 6 月 21 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年三朝町条例第 31 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。